



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 43(6), 241-243
Issue Date	1993-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15509
Type	other
File Information	43(6)_p241-243.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○平成四年九月一日(金) 午後二時より

「ドイツから見た日本の労使関係

——ドイツ労働法の現状と課題——」

報告者 ロードリッヒ・ヴァースナー氏

(プレーメン大学教授)

出席者 二〇名

ドイツで「日本の経営」が導入されるにともない、日本の労使関係に関する社会学的、経済学的研究が現在ドイツで相次いで発表されているが、本報告は、ドイツ労働法を専攻するヴァースナー教授が三年前の日本での滞在研究とドイツでの日独の研究者によるシンポジウムを経て、法制度の側面から労使関係を

比較検討されたものである。

講演では、労働組合の日独の相違、日本には存在しない制度でドイツで重要な役割を果たしている経営協議会と労働裁判所について紹介され、最後に、制度の差異の背景にある歴史の相違について自説を展開された。

最初に労働組合の差異について報告された。労働組合は日本では企業別に組織され、かつ政治的潮流との結びつきが強いのに対し、ドイツでは産業別に組織され、また、かつては存在した政治的分裂を克服してきたという歴史をもっている。この結果、日本では、労働組合は企業利益にとらわれやすく、政治的に分裂しやすいのに対して、ドイツ労働組合は個々の企業の運命に左右されず、事業所の経営との対比でよりおおきな自立性と要求貫徹の可能性をもつことになる。

ドイツでは、産業別労働組合と使用者団体との間で締結された労働協約が当該産業のほぼすべての労働者の賃金労働条件を決定する。ここから、自分たちでは独自に協約を締結できない小規模事業所の労働者に対して、労働協約は統一的賃金水準を保障することになるが、反面、小規模または業績が悪い事業所を考慮に入れて賃金水準を決定することになるので、大規模事業所の労働者にとって低めの賃金水準にとどまることになる。

ドイツ労使関係のもう一つの特徴は経営協議会である。これはドイツでは企業にとつてかなりの生産コストの原因となっている。経営協議会制度をもたない日本は、この点で、競争上の優位性をもっている。

経営協議会は、五名以上の労働者がいる事業で設置が義務づけられている。経営協議会の活動の費用は使用者が負担し、経営協議会委員は身分保障がされており、さらに、その活動にあつては労働義務が免除される。

経営協議会は、事業所に適用されている法律、協約、安全衛生規則が遵守されているか監視する。さらに、経営協議会は一連の事項、すなわち、事業所秩序、労働時間の開始と休憩、残業等に対する共同決定権をもっており、これに対しては、使用者は経営協議会の同意を得ずに決定することはできない。また、技術革新や経営変更の場合にも、経営協議会は関与できる。

このように、企業活動のさまざまな面で、経営協議会が関与するために、労働争議は他の国より希である。この点では、経営協議会は企業経営者に利益を提供している。

ドイツでは、個々の労働関係から発生するあらゆる争点および労働協約当事者間に生じる争点に対して排他的管轄をもつ労働裁判所が存在する。これには、三つの審級すべてに使用者代

表、労働者代表が素人裁判官として参加する。訴訟は、日本と比較して長くはかからないが、それでもより一層の迅速さが求められている。

講演の最後に、こうした法制度の背景にある歴史的相違が指摘された。ドイツの労働関係で大きな役割を果たしている概念として「経営共同体」という概念がある。これは、一つは、使用者に対抗してできるだけ高い賃金と良好な労働条件をもとめる点で共通の利害をもつ従業員を意味するが、さらに別に、使用者、経営者等を含めた意味でも理解される。第二の意味での「経営共同体」は、ナチ独裁下での労働法のなかで大きな意味をもった。

ヴァースナー教授は、第二の意味での「経営共同体」が日本の労働関係の実態に近いのではないかと、問題提起をされた。日本で第二の意味での「経営共同体」が存在する理由は、日本社会が前近代的な要素を残しているからである。さらに、この点にまた、「経営共同体」の理念を擁護したニッバーダイ教授の学説が日本で影響力をもった理由がある。

討論では、とくに、(1)労働裁判所の機構とその機能、日本における労働委員会制度との比較、(2)経営協議会委員の身分保障、(3)ドイツ労働組合の動向、とくに組織率の低下について、(4)事

業所レベルでの労働条件決定に関しては経営協議会と労働組合が競合することになるが、その調整の問題、(5)労働協約による産業別統一基準が、小規模ないし業績の悪い事業所にとつても意義、等が議論された。

(文責 鎌田 耕一)